

十一、 職工

五の 証

十、 關聯機關 日本勞働同盟愛知縣聯合會

九、 職工半日 關聯會 八月六日

八、 職工半日 關聯會 八月二十日

七、 職工人員 內衣 八月二十一日

六、 關聯機關 關聯會 八月二十一日

五、 職工人員 關聯會 八月二十一日

四、 職工人員 關聯會 八月二十一日

三、 資本金 公辦資本金二百五十萬圓 轉及資本金百五十萬圓

二、 資本金 谷古屋市南區關聯會 八月十八日

一、 資本金 內衣 關聯會

谷古屋市南區關聯會 八月十八日

谷古屋市南區關聯會

關聯會谷古屋市南區

財團法人協調會名古屋出張所

争議 經過

標記會社では八月二十七日八名の解雇を申請したので日本労働總同盟愛知縣聯合會の應援を得、復職要求をなす粉議をなしたが九月六日豫告手當十四日分、退職手當金一封(一ヶ月分)で解決した。

會社側より八名の解雇を申し渡されるや被解雇者は同郷の關係をたどつて男女各十名の同情を得且つ總同盟から解雇反對其の他の要求書を提出したが會社側はこれを受理せず更に郵送したるも之を返送し、更に被解雇者と直接交渉をなし會社側は解雇取消は絶対に認めず解雇手當八百圓を主張し被解雇者側は千五百圓を要求したが千圓に妥協成立したもので一般従業員には關係なく粉議の程度を出さない。